

船橋市教育委員会会議 5月定例会会議録

1. 日 時 令和6年5月21日(火)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時17分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 松 本 淳 |
| 教育長職務代理者 | 鳥 海 正 明 |
| 委 員 | 小 島 千 鶴 |
| 委 員 | 朝 倉 暁 生 |
| 委 員 | 蓮 池 政 貴 |
4. 出席職員
- | | |
|------------|---------|
| 教育次長 | 村 田 真 二 |
| 管理部長 | 鈴 木 寿 雄 |
| 学校教育部長 | 日 高 祐一郎 |
| 生涯学習部長 | 高 橋 伸 行 |
| 教育総務課長 | 田 島 正 則 |
| 指導課長 | 筒 井 浩 美 |
| 総合教育センター所長 | 太 田 由 紀 |
| 教育支援室長 | 金 子 勝 一 |
| 文化課長 | 阿 部 健一郎 |
| 中央公民館長 | 江 口 勝 美 |
| 青少年センター所長 | 大 橋 一 樹 |

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第28号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第29号 船橋市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第30号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

(1) 船橋市西安市学校間国際教育交流事業について

(2) 一宮ふれあいキャンプの実施について

- (3) 令和6年度船橋市出張美術展「四季を奏でる～旧吉澤野球博物館収蔵美術品を中心に～」
- (4) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

4月18日に開催いたしました教育委員会会議4月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

本日の会議開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありました。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について、守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退出をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は議案第28号から議案第30号の議案3件、報告事項(1)から(4)の報告事項4件です。

議案第29号と30号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開といたします。

また、当該議案につきましては、傍聴人には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(4)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに、議案第28号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第28号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、ご説明いたします。

資料は本冊の5ページから7ページまでとなります。

改正理由につきましては、3月の教育委員会会議での議決を経て、新たに定年引上げにより役職定年となる職員をもって充てる専門幹の職を今年度から設置しましたが、このことに伴い所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。

別表第1は、教育長の決裁事項及び共通専決事項について定めた表となっておりますが、1 人事に関する事項のうち部長が決裁責任者となる事項において、第1号から第4号及び第8号にそれぞれ専門幹の文言を追加するものです。これは、新たに設置した専門幹に係る週休日及び勤務時間の割振り、休暇の承認や時間外勤務命令等を誰が行うのかについての定めがないことから、これを部長が専決するものとして規定するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第28号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第28号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

指導課から、船橋市西安市学校間国際教育交流事業について報告いたします。

本冊9、10ページになります。

船橋市と西安市は長期にわたる友好交流を有しております。西安市教育友好使節団の受入れについては、教育分野での交流を一層深め、次代を担う人材の育成を図ることを目的に、平成7年から行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、平成28年、2016年以降、本市への訪問は中止、延期されておりました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことに伴い、令和6年度は8年ぶりに西安市教育友好使節団約40名の受入れを行う予定です。

日程につきましては、令和6年7月8日（月）から7月12日（金）までの5日間を計画しております。5日間の滞在期間中は、友好交流校である市場小学校、船橋中学校、船橋高等学校の児童生徒との交流、ふなばしアンデルセン公園など市の施設の見学及び浅草で日本の文化に触れる体験などを予定しております。

なお、資料10ページ、6の日程につきまして、7月8日（月）の予定に変更がございます。使節団の空港到着時刻は3時50分と連絡を受けました。船橋に到着するのが遅くなるため、表敬訪問は9日（火）9時半に変更いたします。

両市のさらなる友好と発展が促進されるよう、交流を深めてまいります。

以上です。

【教育長】

それでは、ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

すみません、私のほうから1点だけ。この交流、市場小や船橋中、市立船橋高校に行くということは、西安市の小学生は小学校、中学生は中学校、高校生は高校に行くということでしょうか。

【指導課長】

はい。大雁塔小学校が市場小学校、育才中学校が船橋中学校、第八十五中学校が市立船橋高校ということで、今、教育長が申し上げていただいたとおりになります。

【教育長】

そこで交流をするということですか。

【指導課長】

はい。

【教育長】

はい、分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（２）について、青少年センター、報告願います。

【青少年センター所長】

本冊の１１、１２ページ、報告事項（２）をご覧ください。

船橋市の不登校児童生徒対策事業の一環である一宮ふれあいキャンプの実施についてご説明いたします。

このキャンプは、昭和５７年から継続実施している事業です。令和２・３年度の２年間は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止となりましたが、令和４年度に再開後、３回目となります。不登校、不登校傾向の児童生徒が８月の夏休み期間中に一宮少年自然の家を利用して活動するものです。大学生のアシスタントや関係職員と２泊３日を一緒に過ごすこととなります。市内の不登校の児童生徒が増加している中、支援の一助となればと考え、継続実施しております。

今年度もホームページの活用や学校、関係機関への資料配布、説明等周知に力を入れ、できるだけ多くの児童生徒の参加を期待しているところです。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいまご説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（３）につきましては、定例の報告事項でございますので説明を省略したいと思います。何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（４）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

【中央公民館長】

私のほうからは、海神公民館カーシェアの利用についてご報告いたします。

資料につきましては、本日お配りしたものになります。

5月24日に行われます市長の定例記者会見で、新しい取組としてお知らせすることになりました。このことにつきましては、4月の教育委員会会議にて、令和6年度新規事業、拡充事業についての中でご説明いたしましたが、改めてご報告させていただきます。

海神公民館の公用車は平成12年3月に初年度登録されたもので、23年が経過するものでした。また、当該公民館は駅に近く、出張の際は電車利用や、市役所であれば自転車の利用も可能であることから、昨年度の公用車の使用は4回でした。維持管理費や使用頻度などから、他施設との共用や民間のカーシェアリングの活用を検討し、今回の導入に至りました。

引き続き公民館では保有しております公用車の年式や使用状況などを鑑みて、他施設との共用や民間のカーシェアリングの導入など、効率的な運営並びに維持管理費の削減に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第29号と議案第30号の審議に入りますので、傍聴人はご退席お願いいたします。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第29号について、総合教育センター、説明願います。
議案第29号「船橋市教育支援委員会委員の委嘱について」は教育支援室長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第30号について、青少年センター、説明願います。
議案第30号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は青少年センター所長より説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。
これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時17分閉会